

広島県告示第千四百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
土井ノ内三地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		市・区	
御調町		町	
市	大字	市	字
土井ノ内	土井ノ内	大田	向山
二四五番一	二四八番地先市道敷 二五三番一	風呂谷	二〇九五一番一
標柱一五号及び一八号	標柱四号	梶田	標柱五号
標柱一〇号、一一号、一二号、二二号、二三号及び二四号	標柱九号	標柱八号	標柱六号及び七号
標柱一〇号、一一号、一二号、二二号、二三号	標柱九号	標柱八号	標柱六号及び七号
標柱一〇号、一一号、一二号、二二号、二三号	標柱九号	標柱八号	標柱六号及び七号